

常設型住民投票条例を持つ自治体の投票資格者の要件についての解説例

★年齢要件を 16 歳以上としている自治体

自治体名	解 説
神奈川県大和市	<ul style="list-style-type: none"> ・義務教育を修了し、社会人として働くことのできる年齢である ・住民投票の対象となる事項は、市の将来を左右する重大な問題のほ ずであり、できるかぎり幅広い層の住民の意見を聞くべきである。
長野県小諸市	<ul style="list-style-type: none"> ・小諸市の将来を決定する事項は、若い世代も含め、広く意見を確認 することが重要 ・16 歳以上の若い世代もまちづくりに参加する具体的な権利を持つこ とにより、将来に対する意識の醸成が図れる。 ・周囲も 16 歳以上がまちづくりへ参加するための環境づくりを意識 できる。 ・住民投票は、具体的な案件の可否を問うものであるため、若くとも 十分な判断が可能である。

★年齢要件を 18 歳以上としている自治体

自治体名	解 説
神奈川県川崎市	<ul style="list-style-type: none"> ・自治基本条例第 31 条では、住民の範囲から未成年者を排除する 理由はなく、少なくとも満 18 歳以上の者は、投票資格者たる「住 民」に含まれるべきと解釈されている。 ・住民投票は住民の福祉に重大な影響を与える可能性のある事案 が対象となることから、選挙権の有無にかかわらず、出来る限 り幅広い住民が投票に参加できることが望ましいが、未成年者 については、投票資格者になることによって、投票運動などで 受ける精神的影響なども考慮する必要もあり、あまり低い年齢 では適切ではない。

★投票資格者を選挙権を有するものとしている自治体

自治体名	解 説
滋賀県草津市	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体の団体意思の決定に間接的に関与する住民投票資格者と公職の代表を選挙する選挙権者が異なることは、法制度として一貫性を欠くことになり、住民参加の制度として、なぜ両者の投票資格者が異なるのか合理的な説明が困難。 ・住民投票制度は地方自治の基本である間接民主制を補完するための市民参加制度の一つとして位置付けられるものであることから、住民投票制度は、あくまでも二元代表制を前提とし、その枠組みの中で実施されるべきであると考ええる。 ・住民投票の投票資格者を、選挙権を有する者より拡大した場合、選挙権を有しない者の意思がそれを有する者の決定を（住民投票により）覆すことになる可能性がある。 ・住民投票の投票資格が選挙権と同一でない場合に、住民投票の対象事案が選挙においても争点となったとき、双方の投票結果が異なるものになると混乱を生じることから、住民投票制度の安定性、信頼性を確保する必要がある。そのため、住民投票の投票資格と選挙権を一致させることとしている。 ・住民投票とは、自治体の重要な政策について、住民の意思を市政に反映させることである。その観点からすると、政治的な判断ができる資格を持つ者として、現状では、現行法として整備されている公職選挙法に基づくことが合理的であると考ええる。 ・「幅広い層の住民の意見を聴く」という理由により、投票資格者に未成年者を含めるという考え方もあるが、上記の理由により合理的ではありません。住民投票は、直接の政治判断を行わせることであり、「意見を聴く」こととは性質が異なるからです。「意見を聴く」ことが求められる場合は、例えばアンケート等、他の手法を考慮することでよいと考えられる。
千葉県野田市	<ul style="list-style-type: none"> ・20歳未満の者及び外国人を投票資格者とした場合、財政負担の軽減や投票率の向上の観点から、国の地方選挙の投票日に住民投票を実施したとき、公職選挙法の規定により、選挙人以外は選挙の投票所には入れないことから、未成年者や外国人には別に投票所を設けることになり、会場設営費、人件費等による財政負担が増加する。 ・投票資格を公職選挙法（日本国民で満20歳以上）に合わせ、住民投票と選挙の投票を同じ日、同じ投票所で実施することを可能にした場合、投票に掛かる財政負担の軽減や投票率の向上が見込まれる。

★投票資格者に外国人を含むとしている自治体

自治体名	解 説
神奈川県川崎市	<ul style="list-style-type: none">・自治基本条例第 31 条では、投票資格者を「住民」としているが、「住民」には当然、外国人市民も含まれるものと解釈される。・住民投票の投票資格者は、日本に生活基盤を有していることに加え、付議事項の内容等について十分に理解し、自らの意思で投票を行うためには、日本の社会生活や文化、政治制度等の知識を身に付けている必要がある。このような点を考慮して、外国人については、在留資格を持って 3 年を超える期間、日本に在留していることを要件としている。ただし、永住者や特別永住者については相当期間、日本で生活しており、日本の社会生活等を十分に理解していると推定されることから、この要件は不要としている。